

執行理事会規程 新旧対照表

改正案	現行
<p>(定足数) 第 5 条 執行理事会は、執行理事の 3名 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>	<p>(定足数) 第 5 条 執行理事会は、執行理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。</p>
<p>附則 この規程は、2001 年 5 月 30 日から施行する。 2 2004 年 6 月 18 日付の改定は、2004 年 6 月 18 日から施行する。 3 2013 年 4 月 1 日付の改正は、2013 年 4 月 1 日から施行する。 4 2014 年 6 月 20 日付の改正は、2014 年 6 月 20 日から施行する。</p>	<p>附則 この規程は、2001 年 5 月 30 日から施行する。 2 2004 年 6 月 18 日付の改定は、2004 年 6 月 18 日から施行する。 3 2013 年 4 月 1 日付の改正は、2013 年 4 月 1 日から施行する。</p>